

## navigation

## 〈ふるさと納税〉寄附者への御礼の特產品を募集します

間政策推進課 企画政策係 ☎0978-62-1804

杵築市にふるさと納税をいただいた方に、御礼として市の特產品を贈呈しています。

市のPR、特產品のPR、市内経済の活性化につながるもので、28年4月から29年1月までに約9,600件の杵築市特產品が全国各地に発送されています。

### 【事業者の要件】

- ①原則、市内に事業所があること
- ②市税の滞納がないこと

### 【特產品の要件】

- ①市内で生産・製造・加工されたもの
- ②市内の原材料をもとに加工されたもの
- ③市内の飲食店や観光施設の利用券等
- ④市のPRにつながる特性を有していると認められるもの

【募集期限】 3月15日(水)

※上記期間以外も隨時受け付けますが、4月のスタート時の掲載に間に合わない場合があります。

### 【提出書類等】

市公式ウェブサイトに募集要項、提案書様式を掲載しています。

卸業者が輸出したもので、出荷したものを、都内の仲間が東京の大田市場にいたとのこと。この美娘は、杵築柑橘選果場が東京の大田市場にいたことがあります。同行した日田梨の生産者の皆さんもびっくりしていました。

在京杵築市人会や十王会の皆さんをはじめ、たくさんの方々に応援に駆けつけていただき、各店舗とも大変好評を博しました。

## navigation

## 固定資産価格等の縦覧等について

間税務課 固定資産税係 ☎0978-62-1805

固定資産税の納税者は、土地(家屋)価格等縦覧帳簿により自己所有の土地・家屋の価格について、他のものと比較することができます。

### 【縦覧できる人】

固定資産税の納税者、納税管理人、代理人

【縦覧期間】 4月3日(月)～5月1日(月) 8時30分～17時  
※土・日曜日、祝日を除く

### 【縦覧場所】

〔本庁舎〕 税務課【杵築地域分】  
〔山香庁舎〕 山香振興課【山香地域分】  
〔大田庁舎〕 大田振興課【大田地域分】

### 【手数料】 無料

【持参するもの】 本人確認できるもの(免許証など)  
※代理人は委任状が必要です。

### 【その他】

納税義務者、納税管理人、借地・借家人の方は年間を通じ名寄帳(固定資産課税台帳)を閲覧することができます。  
※本人確認ができるもののほか、借地・借家人の方は賃貸借契約書または賃借料等の領収書が必要です。(縦覧期間中は無料)

美娘 1箱1万円!

杵築市長 永松悟

首都圏で「杵築市フェア」

市長室から  
Vol.33

一方、先月の中旬から下旬にかけて、小田急百貨店の町田店、高級スーパーの紀ノ国屋、国立店・鎌倉店の3店で「杵築市フェア」を開催しました。

杵築ブランドに認定されたばかりの「きつき紅茶」「かちえび」「りゅうきゅう」「コンフィチュール」のほか、「屋根掛けデコポン」「つぶらなカボス」など48品を出品。特に小田急では

「東西城下町特集」「山形県米沢市・大分県杵築市の味めぐり」と題して、米沢

## navigation

## ケーブルテレビ基本使用料等減免制度

間杵築市ケーブルネットワークセンター ☎0978-64-0133

ひとり暮らしの高齢者や身体等に重度の障がいを持つご家族がいる世帯は、下記に該当する場合ケーブルテレビ基本使用料等の減免措置を受けることができます。

### 【対象】

- ・満80歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯
  - ・身体障がい者(1・2級)を構成員に有する世帯
  - ・知的障がい者(重度)を構成員に有する世帯
  - ・精神障がい者(1級)を構成員に有する世帯
- ※いずれも市民税が非課税の世帯が対象となります。  
※対象者は毎年度減免申請書の提出が必要です。

### 【減免内容】

- ①新規加入時にかかる費用を免除、または一部助成
  - ②基本使用料(月額860円)の2分の1を減額
- ※申請書を提出された翌月から対象となります。

### 【受付窓口】

〔本庁舎 3階〕 ケーブルネットワークセンター  
〔山香庁舎〕 山香振興課 総務係  
〔大田庁舎〕 大田振興課 総務係

## navigation

## 杵築市移住者交流会を開催!

間政策推進課 コミュニティ協働係 ☎0978-62-1804

杵築市へ移住されてきた方同士の交流会を開催します。困りごとやお役立ち情報など、情報交換しませんか?

【日時】 3月18日(土)14時～16時

【場所】 きつき生涯学習館

【対象】 市外から移住してきた方(概ね10年以内)

### 【内容】

- ・杵築の移住政策について
- ・地域おこし協力隊活動報告
- ・移住者との意見交換

【募集締切】 3月15日(水)

### 【申込方法】

政策推進課 コミュニティ協働係までご連絡ください。



## navigation

## 障がい者移動支援助成制度

間福祉推進課 障害福祉係 ☎0977-75-2405

障がい者の社会参加や地域生活移行、就労促進を図るために、「障がい者手帳」所持者に対し、公共交通機関等の利用助成を行います。

### 【助成対象者】

身体手帳1級、療育手帳A、精神手帳1～3級の各手帳所持者  
※交通機関等割引適用のある「身体障害者手帳」「療育手帳」の所持者は重度の方を対象。割引適用の無い「精神障害者保健福祉手帳」所持者はすべての等級が対象。

### 【助成方法】

市指定交通事業所のバス・タクシー、市コミュニティバスで利用できる助成券を交付(1冊1,000円で1か月分。12か月分を限度)

### 【市指定交通事業所】

国東観光バス、大分交通(株)、杵築国東合同タクシー、三光タクシー、山香タクシー、日出タクシー

※平成29年度1年分(12か月分)の申請は、3月から受け付けます。助成券は、4月中にご自宅に届きます。

## navigation

## 障がい者手帳等取得助成制度

間福祉推進課 障害福祉係 ☎0977-75-2405

「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「自立支援医療費受給者証(更生・育成・精神)」の交付または更新の際に、医師診断書および添付写真が必要な場合に要する経費の一部が助成されます。

【助成対象者】 申請日において、市内に居住する者  
※生活保護受給者は除きます。

### 【助成金額】

1人につき、1年度において5,000円を限度とします。

①診断書作成に必要な診断書料および文書料

※5,000円を限度

②手帳再交付、再認定時写真代等

※1,200円を限度